

新治地方広域事務組合からの土浦市の脱退に伴う 組合規約の変更について

1. 土浦市の脱退の理由

平成21年12月28日に締結しました「かすみがうら市、石岡市、土浦市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書」が、令和2年3月31日をもって満了します。土浦市は、土浦市清掃センターの基幹的施設更新工事が完了し、旧新治村の区域を含む全市の一般廃棄物の処理が可能となったことから、同日同組合から脱退するものです。

2. 組合の解散及び解体費用等の負担

土浦市脱退後、令和2年度以降、新治地方広域事務組合はかすみがうら市、石岡市の2市で運営されますが、2市の一般廃棄物の処理が、令和3年度から霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設に移行するため、令和3年3月31日をもって組合を解散する予定です。

令和3年4月1日以降に実施する施設解体に係る債務の負担及び特定廃棄物の処分、汚染負荷量賦課金等、責任を負う事項について、3市において協定を締結します。

3. 施設解体工事に係る債務の負担について

(1) 解体対象施設 老人福祉センター、環境クリーンセンター、井水送水管

(2) 解体工事費用総見込額 1,611,700 千円（うち解体工事に係る費用 1,510,000 千円）

年度	金額	内容
令和2年度	18,400 千円	解体工事実施設計、測量
令和3年度	683,500 千円	解体工事、工事監理業務、特定廃棄物保管庫建設、事務費、人件費
令和4年度	909,800 千円	解体工事、工事監理業務、事務費、人件費

(3) かすみがうら市負担見込額 850,133 千円

組合分担金条例に定める建設債の割合により負担します。

費目	割合	金額（かすみがうら市負担分）
民生	均等割 20% 人口割 80%	60,773 千円（対象額の約 54%）
衛生	均等割 50% 人口割 50%	789,360 千円（対象額の約 53%）

- ・均等割：かすみがうら市 2/4、石岡市 1/4、土浦市 1/4
- ・解体工事費用の一部は除却債を充当するため、償還は令和 13 年度までとなります。

4. 議案について

土浦市が新治地方広域事務組合から脱退するため、「新治地方広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新治地方広域事務組合規約の変更について」を令和元年第 4 回定例会に提案するものです。